

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
令和8年5月21日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2500118 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2600001 号

## 第 1 結論

請求者の A 事業所における標準賞与額を平成 18 年 12 月 15 日は 72 万円、平成 19 年 6 月 29 日は 63 万円、同年 12 月 14 日は 72 万円、平成 20 年 6 月 30 日は 63 万円、同年 12 月 15 日は 72 万円、平成 21 年 6 月 30 日は 63 万円、同年 12 月 15 日は 72 万円、平成 22 年 6 月 30 日は 63 万円、同年 12 月 15 日は 72 万円、平成 23 年 6 月 30 日は 63 万円、同年 12 月 15 日は 72 万円、平成 24 年 6 月 29 日は 63 万円及び同年 12 月 14 日は 72 万円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成 18 年 12 月 15 日、平成 19 年 6 月 29 日、同年 12 月 14 日、平成 20 年 6 月 30 日、同年 12 月 15 日、平成 21 年 6 月 30 日、同年 12 月 15 日、平成 22 年 6 月 30 日、同年 12 月 15 日、平成 23 年 6 月 30 日、同年 12 月 15 日、平成 24 年 6 月 29 日及び同年 12 月 14 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 15 日  
② 平成 19 年 6 月 29 日  
③ 平成 19 年 12 月 14 日  
④ 平成 20 年 6 月 30 日  
⑤ 平成 20 年 12 月 15 日  
⑥ 平成 21 年 6 月 30 日  
⑦ 平成 21 年 12 月 15 日  
⑧ 平成 22 年 6 月 30 日  
⑨ 平成 22 年 12 月 15 日  
⑩ 平成 23 年 6 月 30 日  
⑪ 平成 23 年 12 月 15 日

⑫ 平成 24 年 6 月 29 日

⑬ 平成 24 年 12 月 14 日

請求期間①から⑬まで（以下「請求期間」という。）の各期間に、A事業所から賞与が支給されていたにもかかわらず、年金記録がないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 A事業所から提出された請求者に係る請求期間の賞与台帳、同事業所の回答及び請求者が提出した預金通帳の写しにより、請求者は同事業所から請求期間において、6月は63万円、12月は72万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により各賞与から控除されていたことが確認できることから、当該期間の標準賞与額を請求期間①、③、⑤、⑦、⑨、⑪及び⑬は72万円、請求期間②、④、⑥、⑧、⑩及び⑫は63万円に訂正し、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについてはいずれも不明と回答しているところ、請求期間②及び⑤から⑬までについては、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和7年9月8日に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求期間①、③及び④についても、関連資料及び周辺事情からみて、当時、他の請求期間と同様の取扱いが事業主において行われていたと推認されることから、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、請求者が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定され、当該ただし書の規定の適用に当たっては、厚生年金保険記録訂正請求認定基準・要領（以下「認定基準」という。）により、請求者が代表取締役等の役員であることに加えて、虚偽の届出に対する共謀の事実や、経理や厚生年金保険に係る事務に影響力を持っていたか否か等を考慮して、当該事務への関与、影響力等に応じて総合的な判断を行うこととされている。

この点に関して、A事業所に係る商業登記簿謄本によると、請求者は請求期間当時、同事業所の役員であったことが確認できる上、同事業所は、請求者は請求期間

当時、社会保険事務及び経理事務に権限、影響力を有する立場にあった旨を回答しているものの、請求期間に係る賞与支払届が未提出となっていたことについて、請求者は、「知らなかった。届出しているものと思っていた。」と陳述し、同事業所は、原因は不明とし、未届であったという結果から言えば、業務の確認と管理が十分ではなかったのだらうと思う旨を回答しており、日本年金機構の回答から同事業所に厚生年金保険料の滞納が無いことも踏まえると、虚偽の届出に対する共謀の事実をうかがわせるような事情は見当たらない。

これらの事情に照らし、上記認定基準により総合的に判断すると、請求者は厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定には該当しないとするのが妥当である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2500166 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2600002 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 60 年 6 月 1 日から同年 5 月 31 日に訂正し、同年 5 月の標準報酬月額を 10 万 4,000 円とすることが必要である。

昭和 60 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

なお、事業主が、請求者に係る昭和 60 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

私が美容師として勤務していた店舗の運営会社が、B 社から A 社に社名変更した際に、厚生年金保険の記録が空白期間となっている。継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

C 公共職業安定所の回答によると、雇用保険の記録においては、B 社は昭和 60 年 5 月 30 日に A 社に事業所統合されており、また、オンライン記録によると、B 社は昭和 60 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、請求者の雇用保険の被保険者記録は、昭和 59 年 3 月 21 日の資格取得日から昭和 62 年 3 月 31 日の離職日まで継続していることが確認できる上、複数の同僚は、請求者が請求期間及びその前後の期間において仕事内容に変更もなく継続して勤務していた旨を回答している。

さらに、請求期間当時、請求者と同じ雇用形態及び仕事内容であった同僚の給与台帳によると、昭和 60 年 5 月に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが

確認できる。

これらの事情を踏まえ総合的に判断すると、請求者は、勤務していた店舗の運営会社が事業所統合によりB社からA社に変更となったのを機に、昭和60年5月31日からはA社に使用されることになったものと認められ、また、請求者の昭和60年5月に係る厚生年金保険料が給与から控除されていなかったことをうかがわせる特別な事情は見当たらないことから、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるのが妥当である。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和60年6月1日から同年5月31日に訂正し、同年5月の標準報酬月額については、請求者の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できる昭和60年6月の記録から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否か不明である旨を回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2500168 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2600003 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 60 年 6 月 1 日から同年 5 月 31 日に訂正し、同年 5 月の標準報酬月額を 17 万円とすることが必要である。

昭和 60 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

なお、事業主が、請求者に係る昭和 60 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

私が美容師として勤務していた店舗の運営会社が、B 社から A 社に社名変更した際に、厚生年金保険の記録が空白期間となっている。継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

C 公共職業安定所の回答によると、雇用保険の記録においては、B 社は昭和 60 年 5 月 30 日に A 社に事業所統合されており、また、オンライン記録によると、B 社は昭和 60 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、請求者の雇用保険の被保険者記録は、昭和 55 年 12 月 21 日の資格取得日から平成元年 4 月 15 日の離職日まで継続していることが確認できる上、複数の同僚は、請求者が請求期間及びその前後の期間において仕事内容に変更もなく継続して勤務していた旨を回答している。

さらに、請求期間当時、請求者と同じ雇用形態及び仕事内容であった同僚の給与台帳によると、昭和 60 年 5 月に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが

確認できる。

これらの事情を踏まえ総合的に判断すると、請求者は、勤務していた店舗の運営会社が事業所統合によりB社からA社に変更となったのを機に、昭和60年5月31日からはA社に使用されることになったものと認められ、また、請求者の昭和60年5月に係る厚生年金保険料が給与から控除されていなかったことをうかがわせる特別な事情は見当たらないことから、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるのが妥当である。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和60年6月1日から同年5月31日に訂正し、同年5月の標準報酬月額については、請求者の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できる昭和60年6月の記録から17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否か不明である旨を回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2500169 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2600004 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 60 年 6 月 1 日から同年 5 月 31 日に訂正し、同年 5 月の標準報酬月額を 13 万 4,000 円とすることが必要である。

昭和 60 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

なお、事業主が、請求者に係る昭和 60 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

私が美容師として勤務していた店舗の運営会社が、B 社から A 社に社名変更した際に、厚生年金保険の記録が空白期間となっている。継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

C 公共職業安定所の回答によると、雇用保険の記録においては、B 社は昭和 60 年 5 月 30 日に A 社に事業所統合されており、また、オンライン記録によると、B 社は昭和 60 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、請求者の雇用保険の被保険者記録は、昭和 57 年 6 月 21 日の資格取得日から現在まで継続していることが確認できる上、複数の同僚は、請求者が請求期間及びその前後の期間において仕事内容に変更もなく継続して勤務していた旨を回答している。

さらに、請求期間当時、請求者と同じ雇用形態及び仕事内容であった同僚の給与台帳によると、昭和 60 年 5 月に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが

確認できる。

これらの事情を踏まえ総合的に判断すると、請求者は、勤務していた店舗の運営会社が事業所統合によりB社からA社に変更となったのを機に、昭和60年5月31日からはA社に使用されることになったものと認められ、また、請求者の昭和60年5月に係る厚生年金保険料が給与から控除されていなかったことをうかがわせる特別な事情は見当たらないことから、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるのが妥当である。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和60年6月1日から同年5月31日に訂正し、同年5月の標準報酬月額については、請求者の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できる昭和60年6月の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否か不明である旨を回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2500170 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2600005 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 60 年 6 月 1 日から同年 5 月 31 日に訂正し、同年 5 月の標準報酬月額を 24 万円とすることが必要である。

昭和 60 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

なお、事業主が、請求者に係る昭和 60 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

私が美容師として勤務していた店舗の運営会社が、B 社から A 社に社名変更した際に、厚生年金保険の記録が空白期間となっている。継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

C 公共職業安定所の回答によると、雇用保険の記録においては、B 社は昭和 60 年 5 月 30 日に A 社に事業所統合されており、また、オンライン記録によると、B 社は昭和 60 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、請求者の雇用保険の被保険者記録は、昭和 57 年 10 月 21 日の資格取得日から平成元年 2 月 27 日の離職日まで継続していることが確認できる上、複数の同僚は、請求者が請求期間及びその前後の期間において仕事内容に変更もなく継続して勤務していた旨を回答している。

さらに、請求期間当時、請求者と同じ雇用形態及び仕事内容であった同僚の給与台帳によると、昭和 60 年 5 月に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが

確認できる。

これらの事情を踏まえ総合的に判断すると、請求者は、勤務していた店舗の運営会社が事業所統合によりB社からA社に変更となったのを機に、昭和60年5月31日からはA社に使用されることになったものと認められ、また、請求者の昭和60年5月に係る厚生年金保険料が給与から控除されていなかったことをうかがわせる特別な事情は見当たらないことから、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるのが妥当である。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和60年6月1日から同年5月31日に訂正し、同年5月の標準報酬月額については、請求者の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できる昭和60年6月の記録から24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否か不明である旨を回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。